

個人旅行等で海外へ渡航する方へ

千葉商科大学

日本は世界の中でも治安の良い国の一つです。そのため、日本の安全に慣れ親しんだ日本人が海外に渡航し、さまざまな事件や犯罪に巻き込まれるケースが非常に多くなってきています。また、慣れない環境や現地の衛生状態等から急病に見舞われることも考えられます。

海外に渡航する際は、渡航先に関する情報をきちんと入手し、意識を持って安全対策を講じることが何よりも重要です。そこで、以下の事項をよく読み、出発前にしっかりと準備を整えて下さい。

1. 外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録

渡航先で危険な目に遭わないためには、何よりも「情報」を持っていることが重要です。情報を入手するための手段はさまざまありますが、「たびレジ」を使えば渡航先の正確な最新情報を受け取ることができます。渡航国、渡航期間の長さに関わらず、海外へ渡航する際には必ず登録するようにして下さい。

また、留学やワーキングホリデー等で渡航先に3ヶ月以上滞在する場合には、「在留届」の提出が義務付けられています。「たびレジ」及び「在留届」は、以下のウェブサイトから登録出来ます。

(外務省海外旅行登録「たびレジ」及び「在留届」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)

2. 海外旅行保険への加入

どんなに準備をしても、事件・事故に巻き込まれないとは限りません。日本と違う環境や衛生状態のために思いがけない病気にかかる可能性もあります。海外では日本の健康保険を利用することができないため、医療費が非常に高額になることが多いです。また、医療施設・水準が十分でない国では、第三国への緊急移送が必要となる場合もあります。

そのため、海外旅行保険には必ず加入し、家族にも補償等の内容を伝えておきましょう。なお、クレジットカード等に付帯している保険では十分な補償内容となっていないことも多いので、必ず補償内容を確認し、保険会社の海外旅行保険を契約するようにしましょう。本学がお勧めする海外旅行保険もありますので、詳細は学生・地域連携課までお問い合わせ下さい。

3. 海外でも通話ができる携帯電話の準備

多くの皆さんがSNSを利用されているかと思えます。SNSを利用してさまざまな情報を入手することが出来たり、家族や友人に思い出を共有することが出来たりと、何かと便利なSNSですが、利用できるのはW i F i などによる通信環境があるときのみです。

皆さんが不意な事件・事故に巻き込まれ、保険会社や家族に緊急で連絡を取らなければならないときに通信環境があるとは限りません。また、反対に渡航中の皆さんに日本から緊急で連絡を取らなければならない事態が発生したときに、SNSでは緊急性に欠けることも考えられます。

そのような場合でも、電話であれば連絡が出来る可能性は高まります。SNSはあくまでも補助的な連絡手段と捉え、緊急時には通話が出来よう、必ず渡航前に海外でも通話ができる携帯電話を準備し、海外での通話に関する契約内容を確認するようにしましょう。また、海外からの通話の方法も同時に確認するようにしましょう。海外渡航に関する届出により学生・地域連携課に届出た電話番号から新しい電話番号に更新したときは、新しい番号を学生・地域連携課宛 (gak@cuc.ac.jp) に改めて届出て下さい。

4. 事前に渡航先のことを知る

海外には治安情勢の極度の悪化や感染症のリスク等から渡航には適さない国や地域が多く存在します。また、比較的治安が良いとされている国や地域の中にも、「近づいてはいけない場所」というのは必ず存在します。万が一そのような場所に近づいてしまったときには直ちに離れることが重要ですが、まずは何よりも事前に近づいてはいけない場所を把握しておくことが大切です。そのために外務省の海外安全ホームページのウェブサイトを参考に、「危険情報」、「スポット情報」、「安全対策基礎データ」について事前に確認しておきましょう。なお、海外安全ホームページにおける危険レベルが2以上の国・地域に渡航される際は十分に注意し、場合によっては渡航計画の見直しも検討して下さい。

(外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

5. 「自分の身は自分で守る」(外務省：安全な海外旅行のための心得5箇条)

(1) 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。ある行為が日本では比較的軽い犯罪と見なされていても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。旅行中は、旅行先国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動を常にとるよう心がけましょう。

(2) 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所をチェックし、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルが付き

ものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず控えることをおすすめします。

(3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること、万が一、犯罪に遭遇しても、最小限の被害ですむよう外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

(4) 見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

(5) 薬物には絶対に手を出さないこと。

特に薬物犯罪については、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。自らの安全のためにも、薬物に手を出すことは絶対にやめましょう。

6. 出入国時の注意

(1) 査証（ビザ）とパスポートの残存有効期間

ビザが必要な国に渡航する際には、渡航目的・滞在期間に適合したビザを取得することが必要です。留学やワーキングホリデー等で長期に渡って滞在予定がある場合はもちろんですが、渡航先によっては短期の観光等でもビザが必要な場合があります。ビザが必要な場合は必ず事前に申請を済ませておきましょう。

また、入国あるいはビザ取得の際に所持しているパスポートに一定の残存有効期間がない場合や、出入国スタンプを押すためのページが残り少ない場合は入国あるいはビザ発給が拒否されることもあります。

(2) 通関

多くの国では防疫対策のために動物（食肉や魚を含む）、植物、種子類の持ち込みや持ち出しが禁止されています。また、国によっては貴金属やパソコン、カメラ等の電子機器などの持ち込みに申告が必要なこともあります。その他、免税店で免税とされる範囲を超える買い物をした場合等は必ず申告をするようにしましょう。

7. 体調管理には十分に気をつける

海外では、日本ではあまり心配の要らない感染症や風土病が流行しているところもあります。特に熱帯地域では蚊を媒介としてさまざまな感染症（マラリア、デング熱など）への感染例が報告されていますので、そのような地域に渡航する際は予防接種を受けておく、肌が露出する服装は避けるなど、十分に気をつけて下さい。厚生労働省検疫所のウェブサイトを事前に確認し、渡航先の感染症について事前に調べておきましょう。（厚生労働省検疫所：<https://www.forth.go.jp/index.html>）

気候の違い、時差、食習慣など、体調を崩す要因はたくさんあります。飲食物には特に気を遣い、生水は飲まない、生ものを食べる場合は慎重に場所を選ぶなど、心がけるようにしましょう。無理に予定を詰め込みすぎず、十分に休息をとることも大切です。

海外への渡航の際は、家族にも渡航先、渡航日程及び現地での連絡方法を事前に伝えておきましょう。また、海外渡航に関する届出により届出た旅程に変更が生じたときは、学生・地域連携課（gak@cuc.ac.jp）に改めて届出て下さい。

万が一、渡航先でテロ、事件、災害など不測の事態に巻き込まれた場合は、速やかに家族、保険会社、最寄りの在外公館（大使館、総領事館など）及び学生・地域連携課（+81-47-373-3933）に連絡して下さい。事務取扱時間以外のため留守番電話となってしまったときは、総合受付（+81-47-372-4111）に連絡して下さい。